

介護保険住宅改修について【三川町】

※工事着工前に必ず介護支援専門員（ケアマネージャー）等にご相談ください。

1. 対象者【介護保険施設入所者は対象外となります。】

本町に住所を有し、介護保険の要介護・要支援認定を受けていて、現に居住している住宅の改修を行った者です。ただし、新築・増築は該当しません。

2. 住宅改修の内容（詳細については、別紙をご参照ください。）

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取り替え
- (5) 洋式便器等への便器の取り替え
- (6) 上記（１）～（５）の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
【福祉用具の貸与・購入により給付を受けられるものは除きます。】

3. 支給限度額

- (1) 一人の被保険者に対する一住宅における工事費の限度額は、20万円です。

【介護給付費の支給限度額：20万円×保険給付率(注1)=

18万円又は16万円、14万円】

(注1) 保険給付率＝10割－負担割合（1割又は2割、3割）

- (2) 対象となった住宅改修の工事費が（１）の限度額になった場合は、限度額を超えた額は介護給付費の支給対象となりません。

ただし、工事着工時の要介護度（注2）が、初めて住宅改修を行った時点に比べて3段階以上悪化した場合は、例外の取り扱いがあります。

4. 該当要件

- (1) 本町の介護保険被保険者であること。
- (2) 工事着工日以前に要介護（要支援）認定（注2）を受けていること。
（注2）新規や区分変更で要介護（要支援）認定申請中の場合は、認定決定時に認定申請日まで遡ります。
- (3) 事前申請書の書類審査を受け、「**居宅介護（介護予防）住宅改修費承認通知書**」の交付を受けてから着工した工事であること。ただし、やむ得ない事情がある場合（注3）を除きます。
- (4) 介護サービス計画を作成した介護支援専門員が、「住宅改修が必要な理由書」を作成すること。
【担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）がいない場合は、ご相談ください。】
- (5) 介護保険施設や医療機関等に入所・入院していないこと。ただし、やむ得ない事情がある場合（注3）を除きます。

（注3）「やむ得ない事情」とは、入院又は入所者が退院又は退所後の住宅での受け入れのため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行うときに本町へ申請書を提出することが制度上困難な場合等をいいます。

5. 給付費の支払い

町が介護給付費を支払う方法には、次の2つの方法があります。

(1) 償還払いの場合

被保険者は、介護保険の対象となった工事費を工事業者に全額支払います。

次に、町へ添付書類を添えて事後申請します。

その後、**おおむね1～2ヶ月後**に、町から被保険者へ介護給付費(7割、8割又は9割)を支給します。

(2) 受領委任払いの場合【平成23年11月1日から適用】

被保険者が、町へ添付書類を添えて事後申請します。

次に、町から費用負担区分明細書が送付されますが、工事業者に費用負担区分明細書に記載された自己負担額(1割又は2割、3割)を支払います。

次に、工事業者が町へ請求書と領収書を提出します。

その後、**おおむね1～2ヶ月後**に、町から工事業者へ介護給付費(7割、8割又は9割)を支給します。

6. 必要な書類等

(1) 事前申請時

- ① 居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（事前申請用）
- ② 住宅改修が必要な理由書【**介護支援専門員が作成したもの**】
- ③ 写真【**改修予定箇所が確認できること。撮影日が入っている改修前のもの**】
- ④ 平面図【**改修予定箇所が確認できること。**】
- ⑤ 工事見積書【**工事業者が作成するもの**】
- ⑥ 承諾書【**住宅の所有者が本人でない場合、被保険者本人を除く所有者全員が記入するもの。**】

(2) 事後申請時（工事完了後）

i) 償還払いによる場合

- ① 居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（事後申請用）
- ② 領収書【**工事費全額が記載されていること。被保険者本人宛てのもの。**】
- ③ 工事内訳書【**工事業者が作成するもの**】
- ④ 工事写真【**工事中や完成後が確認できること。撮影日が入っていること。**】

ii) 受領委任払いによる場合

- ① 居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（事後申請用）
- ② 工事内訳書【**工事業者が作成するもの**】
- ③ 工事写真【**工事中や完成後が確認できること。撮影日が入っていること。**】
- ④ 住宅改修費費用負担区分明細交付申請書
- ⑤ 住宅改修費の請求及び受領に関する委任状

(3) 事後申請後（受領委任払いの場合のみ）

【**工事業者が提出するもの**】

- ① 領収書【**被保険者の個人負担額分。被保険者本人宛てのもの。**】
- ② 請求書【**対象工事費の内、介護給付費分がわかること。三川町長宛てのもの。**】

【問合せ先】

三川町健康福祉課介護支援係

TEL 35-7031

(参考)

厚生労働大臣が定める住宅介護支援住宅改修費等の支給に係る住宅改修費の種類

1. 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。

手すりの形状は、二段階式、縦付け、横付け、横付け等、適切なものとします。

なお、福祉用具貸与にある「手すり」に該当するものは除きます。

2. 段差解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいいます。

具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が考えられます。ただし、福祉用具貸与による「スロープ」又は福祉用具購入による「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除きます。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。

3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が考えられます。

4. 引き戸等への扉の取り替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

また、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合は、引き戸等の新設も対象となります。

ただし、引き戸等への扉の取り替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とはなりません。

5. 洋式便器等への便器の取り替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が、一般的に考えられます。ただし、福祉用具購入にある「腰掛便座」の設置は除きます。

また、和式便座から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取り替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額等は法に基づく保険給付の対象になりません。

6. 「1」～「5」までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

以下のものが考えられます。

① 手すりの取り付け

手すりの取り付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取り替え

扉の取り替えに伴う壁又は改修工事

⑤ 便器の取り替え

便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に関連するものを除きます。）、便器取り替えに伴う床材の変更